

### ■施策の推進(第14条)

町は、子どもの権利の保障に役立てるため、次の事項に配慮し、子どもに関する施策を推進します。

- (1) 子どもの最善の利益に基づくものであること。
- (2) 福祉、保健、教育その他の分野において、連携および調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。
- (3) 保護者、施設関係者、地域住民等および事業者との連携を通して、一人ひとりの子どもを支援するものであること。

### ■子どもの育ちの支援(第15条)

町は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、施設関係者、地域住民等および事業者と連携・協働し、次の施策を実施します。

- (1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための環境づくり
- (2) 子どもが自然および地域社会との関わりの中で豊かに育つことができるための遊びおよび体験の場づくり
- (3) 子どもが社会との関わりの中で、他の人と共生し、社会の責任ある一員として自立していくために必要な支援

### ■子育て家庭の支援(第16条)

町は、保護者が子どもの養育および発達に関する第一義的な責任を果たすことにより子どもが安心して生活することができるよう、保護者、施設関係者、地域住民等および事業者と連携・協働し、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭の支援を行います。

### ■子どもの参画の促進(第17条)

- (1) 町は、町政について、主体的に子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めます。
- (2) 育ち・学ぶ施設の設置者および管理者は、施設の行事、運営等について、主体的に子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めます。
- (3) 地域住民等および事業者は、地域の文化・スポーツ活動等行事の運営等について、主体的に子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めます。

### ■子どもの権利の普及(第18条)

- (1) 町は、子どもの権利に関する町民の理解を深め、関心を高めるための広報活動を行います。
- (2) 町は、家庭、育ち・学ぶ施設、地域等において、子どもの権利に関する教育、学習等が行われるよう、必要な支援に努めます。

### ■虐待、体罰、いじめ等からの救済等(第19条)

町は、関係機関と連携し、子どもの虐待、体罰、いじめ等の防止、相談、救済および回復のために必要な措置を講じます。

## 子どもサポーター

教員として豊かな経験を持つ「子どもサポーター」が、子どもの悩み相談に応じ、心の悩みの深刻化やいじめ・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応を図ります。

- 相談場所  
子ども交流施設まっく・ぎ・まっく(字千住179番地4 スマイルパーク内)
- 相談日・時間  
月～金曜日の午前10時～午後4時  
※週4日の勤務です。不在の場合は、電話相談に応じます。
- 電話番号  
勤務日:【幕】56-7821 勤務日以外:【幕】56-8141

虐待、体罰、いじめ等は、子どもが誰にも相談できずに苦しんでいる事例が多いのが実態です。町では次の相談窓口を設け、相談から救済までの支援を行います。

## スクールカウンセラー

北海道が実施しているスクールカウンセラー活用事業により、幕別町に配置しているスクールカウンセラーが、中学生のカウンセリング、教員、保護者へ助言等を行い、生徒の心の悩みの深刻化やいじめ・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応を図ります。

- 相談場所  
子ども交流施設まっく・ぎ・まっく
- 相談日・時間  
火・金曜日の午前10時～午後4時
- 電話番号  
【幕】56-7821

## 心の教室相談員

幕別中学校と札内東中学校に通う生徒の悩み相談や不登校生徒に対する心のケアを中心に、さまざまな学校教育活動の支援を行います。

- 勤務場所  
幕別中学校と札内東中学校
- 勤務日数  
週5日
- 電話番号  
幕別中学校 【幕】54-2356  
札内東中学校 【幕】56-5745

## その他の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間	備考
子ども人権110番	0120-007-110	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	法務局の人権擁護委員等が相談に応じます。
少年相談110番	0120-677-110	月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分	北海道警察本部少年課の職員が相談に応じます。
教育相談窓口電話	0155-23-4950	月～金曜日 午前9時～午後5時15分	北海道教育庁十勝教育局の職員が相談に応じます。

※ 未就学児童の相談等は、保健師や保育士等にご相談ください。

子どもたちには、小学校高学年用と中学生用のパンフレットでわかりやすく説明をしていきたいと考えています。9月2日(土)午後7時から、子どもの権利に関する専門家として多方面で活躍されている山梨学院大学の荒牧重人教授による講演会を、百年記念ホールで予定していますので、多くの町民の皆様に参加をお願いいたします。また、まちづくりに出前講座もご利用ください。

3回にわたり、この条例の趣旨や理念、内容を説明してきましたが、今後も町民のみなさんの理解を深めていただくため、周知活動を継続していきます。



◆問い合わせ先 こども課児童福祉係 (保健福祉センター内・【幕】☎54-3811)